

（趣旨）

第一条 この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第三十四条第十一号及び第十二号並びに都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号。以下「政令」という。）第十九条第一項ただし書及び第三十六条第一項第三号ハの規定により、市街化調整区域における開発行為、区域区分が定められていない都市計画区域における開発行為の規模及び市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において「既存集落」とは、市街化調整区域において、次の各号のいずれかに該当する地域をいう。

- 一 半径百五十メートルの範囲内に四十以上の建築物（二十以上の建築物が市街化調整区域内に存している場合において、市街化区域内に存するものを含む。次号において同じ。）が連たんしている地域
  - 二 敷地間の距離が五十五メートル以内で四十以上の建築物が連たんしている地域であって、当該建築物の敷地からの距離が五十五メートルの範囲内であるもの
- 2 この条例において「線引き」とは、法第七条第一項に規定する市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画の決定又は変更により市街化調整区域として新たに区分されたことをいう。
- 3 この条例において「線引きの日前土地所有者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 線引きの日前から当該線引きにより市街化調整区域となった土地を所有する者
  - 二 線引きの日前から当該線引きにより市街化調整区域となった土地を所有していた者から当該線引きの日以後に相続により当該土地を所有する者
- 4 この条例において「親族」とは、線引きの日前土地所有者の親族（民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百二十五条に規定する親族をいう。）のうち、自己の居住の用に供する住宅を所有していない者で当該線引きの日前土地所有者と二年以上の同居の事実があるものをいう。
- 5 この条例において「専用住宅」とは、住宅であって、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住宅及び共同住宅以外のものをいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び政令の例による。

（法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域）

第三条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域として、知事が指定する土地の区域とする。

- 一 市街化区域（工業専用地域及び地区計画により住宅の建築ができない地域を除く。）から一・一キロメートルの範囲内に存すること。
  - 二 自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域内に存すること。
  - 三 既存集落内に存すること。
  - 四 政令第二十九条の九各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと認められる区域を除く。）を含まないこと。
- 2 市町村の長は、必要があると認めるときは、知事に対し、前項の規定による土地の区域の指定について申し出ることができる。
- 3 知事は、第一項の規定により土地の区域を指定しようとするときは、あらかじめ、千葉県開発審査会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、第一項の規定により土地の区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 5 第一項の規定による土地の区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 6 前各項の規定は、第一項の規定により指定した土地の区域の変更又は廃止について準用する。

(法第三十四条第十一号の条例で定める予定建築物等の用途)

第四条 法第三十四条第十一号の開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として条例で定める予定建築物等の用途は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）別表第二(ろ)項に掲げる第二種低層住居専用地域内に建築することができる建築物の用途以外の用途とする。

(法第三十四条第十一号に該当すると認める開発行為)

第五条 法第三十四条第十一号に該当すると認める開発行為は、第三条第一項に規定する知事が指定する土地の区域内において行う開発行為（予定建築物等の用途が前条に規定する用途に該当しない開発行為に限る。）であって、開発区域の面積が五ヘクタール未満であるものとする。